

区 画 整 理 だ よ り 号 外

発 行: 仙 台 市 都 市 整 備 局 市 街 地 整 備 部 蒲 生 北 部 整 備 課

令 和 3 年 1 月 15 日

<https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

ご挨拶

寒の入りとともに寒さがつのりますが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。さて、12月21日付発行「区画整理だより VOL.60」でお伝えしました今後の手続きにおいて、換地計画の作成に向けた第5回事業計画変更（案）に係る縦覧等について、お知らせいたします。

なお、この度の事業計画変更の内容については、土地区画整理法第86条第4項第3号の規定により、現在、作成している換地計画の内容と整合を図るものであり、主な変更の内容については、次のとおりです。

〈今回の主な変更の内容〉

- ▶ 設計の概要・・・基盤整備工事等の概成に伴う出来形確認測量の結果を踏まえ、公共用地及び宅地の地積等の内容を反映したもの
- ▶ 資金計画書・・・事業の進捗状況を踏まえ、平成30年度実績及び令和元年度以降の見込額の内容を反映したもの

お知らせ

◆第5回事業計画変更（案）の縦覧と意見書の提出について

●事業計画変更（案）の縦覧について

- ・縦覧期間：令和3年1月18日(月)～令和3年1月31日(日)
- ・縦覧場所：都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課
(場所は裏面のとおり)
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時00分まで
(土・日を含む)

●意見書の提出について

- ・上記の事業計画変更の内容に対してご意見のある方（利害関係者）は、縦覧期間満了の翌日から起算して2週間を経過する日までに「仙台市長」宛に書面にて意見書を提出することができます。
- ・住所、氏名（押印）、電話番号、事業の名称、意見、作成日を書いて（様式は任意）、持参又は郵送してください。

※なお、意見書の提出については、上記の事業計画変更の内容に限定されますので、ご理解願います。

※また、意見書の提出があった場合は、仙台市都市計画審議会に付議しますが、個別の回答はございませんので、併せてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

《事業の名称》

仙塩広域都市計画事業

仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業

《意見書の提出期限》

令和3年2月14日（日）まで

※郵送の場合は、2月14日（日）の消印有効

※Eメール・FAXによる意見書の提出はできません。

《縦覧場所及び意見書の提出先》

〒980 - 8671

仙台市青葉区二日町1番23号

二日町第四仮庁舎（アーバンネット勾当台ビル）3階

仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

TEL：022-214-8843

縦覧場所



※土・日に縦覧にお越しの際は、コロナ感染拡大防止の観点から、事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。